

令和5年度特定保健指導委託要綱

第1 趣 旨

組合は、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要があるとされた被保険者及び被扶養者の生活習慣改善を図るため、この要綱に基づいて特定保健指導を実施するものとする。

第2 特定保健指導の対象者

特定健康診査結果の階層化により、特定保健指導に該当する者（以下、「対象者」という）。

第3 特定保健指導の内容

別紙のとおりとする。

第4 特定保健指導の助成金額

特定保健指導の費用及び内訳は下記の金額とし、組合が負担するものとする。

1. 動機付け支援または
動機付け支援相当 11,000円
面接による支援終了時 5,500円
実績評価終了時 5,500円

2. 積極的支援 33,000円
初回時面接支援終了時 11,000円
実績評価終了時 22,000円
（内訳 継続的支援… 11,700円
 実績評価… 10,300円）

3. 初回未完了 1,000円

第 5 特定保健指導の実施機関

特定保健指導は組合が委託した保健指導機関（以下、「指導機関」という）において実施するものとする。

ただし、何らかの理由により委託保健指導機関で受けられない場合で、組合の承認を得たときはこの限りではない。

第 5 の 2 組合の指定する特定保健指導委託機関での実施

事業所で従業員（被保険者）の特定保健指導を実施しない場合、対象者は組合の指定する特定保健指導機関で実施するものとする。この場合は第 7 以降の手続きは適用しない。

第 6 特定保健指導の案内の通知

組合は対象者に情報提供用紙をもって通知をするものとする。

第 7 特定保健指導受診までの手続き

組合は、対象者に対し、情報提供用紙と同時に実施報告書（様式第 1 号）を交付するものとし、特定保健指導を受けようとする者は、指導機関に実施報告書（様式第 1 号）を提出するものとする。

特定健康診査受診当日に初回面接または、初回面接の分割実施した場合は、指導機関が当組合ホームページより実施報告書（様式第 1 号）を印刷し、実施に際しては、対象者に対して特定保健指導であることの説明をするものとする。

第 8 開始時における実施報告書の提出

指導機関は初回面接終了後、原則として 20 日以内に、また、初回未完了の場合においては、1 回目より 3 ヶ月経過後に、実施報告書（様式第 1 号）に特定保健指導支

援計画又は、標準的なデータファイル仕様に基づくXML形式データを添付し、組合に提出するものとする。

第9 途中脱落者の扱い

指導機関は、対象者の最終利用日から未利用のまま2ヶ月を経過した時点で、組合及び対象者に脱落者として認定する旨を通知するものとする。

ただし、対象者に保健指導継続の意思が有ると認められる場合はこの限りではない。

上記の通知後2週間以内に対象者から再開依頼がない場合、脱落したものとみなす。

積極的支援の場合に交付する助成金は、既になされた特定保健指導のポイントに応じた額とする。

(1ポイント65円)

第10 資格喪失者の扱い

組合は、対象者の資格喪失が明らかとなった時点で、指導機関及び対象者に資格喪失による利用停止の通知をする。

積極的支援の場合に交付する助成金は、「第9 途中脱落者の扱い」と同様とする。

第11 終了時における実施報告書の提出

指導機関は、当組合ホームページより実施報告書(様式第2号)を印刷し、原則として下記の時点から20日以内に、特定保健指導実施計画又は、標準的なデータファイルに基づくXML形式データを添付し、組合に提出するものとする。

特定保健指導完了…実績評価終了時

途中脱落…脱落認定通知から2週間経過時

資格喪失…組合による利用停止通知到達時

第 12 特定保健指導の助成金の交付

組合は第 8・第 11 により提出された実施報告書及び添付書類を審査し、特定保健指導の助成金を、指導機関に交付し、通知（様式第 3 号）するものとする。

第 13 その他

組合は、必要があると認めるときは、指導機関から報告を求め、また調査することができるものとする。

別紙
 動機付け支援

<p>支援期間・頻度</p>	<p>○原則1回の支援とする。 ○初回面接完了日から3か月以上支援する。</p>
<p>支援内容</p>	<p style="text-align: center;">～面接または初回面接の分割実施による支援～</p> <p>○生活習慣と特定健康診査の結果との関係性の理解、生活習慣を振り返ること、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識の習得及びそれらが動機付け支援対象者（以下、「対象者」という）本人の生活に及ぼす影響の認識等から、生活習慣改善の必要性について説明すること。</p> <p>○生活習慣を改善する場合の利点及び改善しない場合の不利益について説明すること。</p> <p>○食事、運動等、生活習慣の改善に必要な事項について、実践的な指導をすること。</p> <p>○対象者の行動目標や実績評価の時期について支援するとともに、生活習慣を改善するために必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援すること。</p> <p>○体重及び腹囲の計測方法について説明すること。</p> <p style="text-align: center;">～実績評価～</p> <p>○実績評価は、個々の対象者に対する特定保健指導の効果について評価するものであること。</p> <p>○設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化がみられたかどうかについての評価を行うこと。</p> <p>○必要に応じて評価時期を設定し、対象者が自ら評価するとともに、行動計画策定の日から3か月以上経過後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について対象者に提供すること。</p>

<p>支援形態</p>	<p style="text-align: center;">～面接による支援～</p> <p>○1人当たり20分以上の個別支援（情報通信技術を活用した遠隔面接はおおむね30分以上）、又は1グループ（1グループはおおむね8名以下）当たりおおむね80分以上のグループ支援（情報通信技術を活用した遠隔支援はおおむね90分以上）とする。</p> <p>○対象者に対する面接による指導の下に、行動目標及び行動計画を作成する。</p> <p style="text-align: center;">～初回面接の分割実施による支援～</p> <p>【初回面接1回目】</p> <p>○特定健康診査受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる場合、把握できる情報（腹囲・体重、血圧、質問票の回答を含めた既往歴、前年度の検査結果等）をもとに、専門職が初回面接を行い、行動計画を暫定的に作成する。</p> <p>【初回面接2回目】</p> <p>○全ての検査結果が揃った後に、1回目から3か月以内に医師が総合的な判断を行った上で、専門職が本人に電話等を用いて相談しつつ、当該行動計画書を完成させる。</p> <p>○初回面接を分割実施した場合、初回面接2回目の支援として、「1人当たり20分以上」の個別支援、「1グループ（おおむね8人以下）当たりおおむね80分」のグループ支援を行う必要はなく、対象者の健診結果や初回面接1回目の内容等に応じて実施する。</p> <p>【初回未完了】</p> <p>○2回目を1回目から3か月以内に行わなかった場合は、初回未完了とする。</p> <p style="text-align: center;">～実績評価～</p> <p>○実績評価は面接又は通信（電子メール、電話、FAX等）を利用して実施する。通信等を利用する場合は、双方向のやりとりを行い、評価に必要な情報を得るものとする。</p>
-------------	---

積極的支援

<p>支援期間・頻度</p>	<p>○初回面接完了日から3か月以上継続的に支援する。</p>
<p>支援内容</p>	<p style="text-align: center;">～初回面接または初回面接の分割実施による支援～</p> <p>○動機付け支援と同様の支援</p> <p style="text-align: center;">～3か月以上の継続的な支援～</p> <p>○支援Aのみの方法で180ポイント以上又は支援A（最低160ポイント以上）と支援Bの方法によるポイントの合計が180ポイント以上の支援を実施すること。 <u>※ポイント構成表参照</u></p> <p>【支援A・積極的関与タイプ】</p> <p>○積極的支援対象者（以下、「対象者」という）の過去の生活習慣及び行動計画の実施状況を踏まえ、対象者の必要性に応じた支援をすること。</p> <p>○食事、運動等の生活習慣の改善に必要な事項について、実践的な指導をすること。</p> <p>○進捗状況に関する評価として、対象者が実践している取組内容及びその結果についての評価を行い、必要があると認めるときは、行動目標及び行動計画の再設定を行うこと。</p> <p>○行動計画の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいて支援を行うこと。</p> <p>【支援B・励ましタイプ】</p> <p>○初回の面接の際に作成した行動計画の実施状況を確認し、行動計画に掲げた取組を維持するために励ましや賞賛を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">～実績評価～</p> <p>○動機付け支援と同様</p>

<p>支援形態</p>	<p style="text-align: center;">～初回面接による支援～</p> <p>○動機付け支援と同様の支援</p> <p style="text-align: center;">～初回面接の分割実施による支援～</p> <p>○動機付け支援と同様の支援</p> <p style="text-align: center;">～3か月以上の継続的な支援～</p> <p>○個別支援A、グループ支援、電話支援A、電子メール支援Aのいずれか、もしくは組み合わせて行う。</p> <p>○個別支援B、電話支援B、電子メール支援Bのいずれか、もしくは組み合わせて行う。</p> <p style="text-align: center;">～実績評価～</p> <p>○動機付け支援と同様の支援</p>
-------------	--

動機付け支援相当

支援期間・頻度	○ 3か月以上の適切な支援又は3か月以上継続的に支援する。
支援内容	<p style="text-align: center;">～初回時の面接または初回面接の分割実施による支援～</p> <p>○ 動機付け支援と同様の支援</p> <p style="text-align: center;">～実績評価～</p> <p>○ 動機付け支援と同様の支援</p>
支援形態	<p style="text-align: center;">～初回時の面接による支援～</p> <p>○ 動機付け支援と同様の支援</p> <p style="text-align: center;">～初回面接の分割実施による支援～</p> <p>○ 動機付け支援と同様の支援</p> <p style="text-align: center;">～実績評価～</p> <p>○ 動機付け支援と同様の支援</p>

※別紙及びポイント構成表は、厚生労働大臣告示（平成20年1月17日第9号及び平成29年8月1日第267号）に基づく

ポイント構成表

	支援形態	ポイント数	最低介入量	上限	必須ポイント数		
支援 A	個別支援A ※ 5分	20pt	10分	120pt	160pt以上	180pt以上 (支援Aのみでも可)	
	グループ支援 ※ 10分	10pt	40分	120pt			
	電話A 5分	15pt	5分	60pt			
	電子メールA 一往復	40pt	一往復	—			
支援 B	個別支援B ※ 5分	10pt	5分	20pt			180pt以上 (支援Aのみでも可)
	電話B 5分	10pt	5分	20pt			
	電子メールB 一往復	5pt	一往復	—			

※情報通信技術を活用した場合も同様。